

和ト協発第10号
令和8年4月14日

会 員 殿

(公社) 和歌山県トラック協会
会 長 阪本 享三

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、(公社)全日本トラック協会では、事業用貨物自動車等に係る重大事故の防止を図る為、トラックドライバーや安全運転管理者に対する安全意識の高揚、運転知識・技能向上等、安全教育訓練の実施を促進することを目的に、みだしの助成制度が実施されますのでお知らせ致します。

この制度は、(公社)全日本トラック協会指定の25施設で実施される研修に、ドライバー等を派遣する際、研修に係る研修受講料の一部(別表1 特別研修の受講料の7割、別表2 一般研修の受講料のうち1万円)が助成されるものです。

また、特別研修を受講した助成対象事業者のうち、安全優良事業所(Gマーク事業所)のドライバーが受講する場合は研修受講料の全額が助成されます。

つきましては、別紙ドライバー等安全教育訓練促進助成制度のご案内をご参照頂き、本制度をご活用される際は、和歌山県トラック協会交付金課宛申込下さい。特別研修を受講されるGマーク認定事業所の方は申込書(様式1)にGマーク認定証(写)を添付して下さい。

様式1につきましては押印不要ですが、実績報告書(様式2)は事業者の押印が必要となりますので郵送、または持参にて提出お願いいたします。

また、安全運転中央研修所で研修を受けられた方については、食事代領収証(写)が合わせて必要となりますのでご注意ください。

尚、実施概要につきましては別紙の通りですが、研修内容並びに一般研修の日程につきましては各施設にお問い合わせ下さい。助成金の交付申請については令和8年4月14日(火)より受付を開始します。

※多くの会員様にご活用頂けるよう、原則として1事業所3名でお願い致します。

敬 具